

国民健康保険の 加入・脱退手続きは お済みですか？

手続きは 14 日以内に

ご自分で行う必要があります

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 143
FAX (43) 1125

続きをしないと、国民健康保険に加入できません。
また、加入の手続きが遅れた場合は、会社の健康保険を脱退した日までのさかのぼって国民健康保険税を納めていただく必要があります。

▼会社就職したときは

これまで国民健康保険に加入していた人が、就職や扶養認定など、ほかの健康保険に加入した場合も、手続きをしなければ、国民健康保険を脱退することはできません。

脱退手続きが遅れた場合、健康保険に二重加入となり、国民健康保険の被保険者証で医療機関を受診してしまった場合には、医療費を返還していただくことになります。

▼健康保険の再確認を

この機会に、ご自分が加入している健康保険をよく確認し、どこの健康保険にも加入していない無保険状態ではないか、国民健康保険との二重加入となっていないか、再度チェックしてみてください。

※国民健康保険への加入や脱退手続きなどの詳細については、お問い合わせください。

小・中学校への エアコン設置工事が始まります



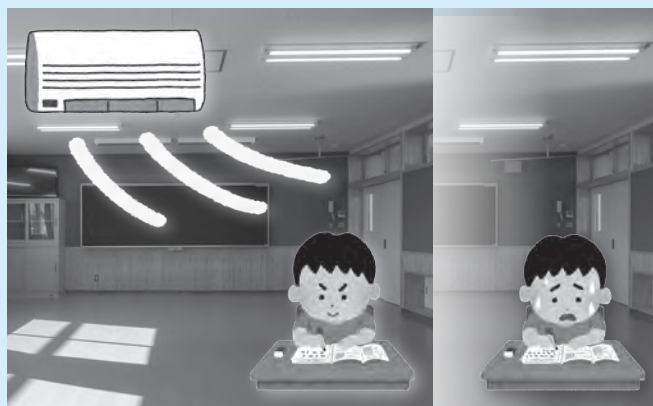
近年の夏の猛暑時における健康面への配慮、また、授業により集中できる環境を整備するため、市内全小・中学校の普通教室のほか、音楽室や理科室などの特別教室にエアコンを設置し、学校教育環境の向上を図ります。

3月上旬から順次、設置工事が始まり、6月末には完成する予定です。

7月から全校一斉にエアコンの使用が開始できるよう、準備を進めています。

問合せ 総務課 ☎(43) 1111 内線 623

FAX (43) 3188



人権それは愛

災害時にも人権の視点を

近年、防災意識はますます高まり、地域でもさまざまな取り組みがなされています。災害といっても、地震や台風などさまざまなですが、こうした災害時には、地域の人たちとの助け合いや、お互いへの思いやりが重要となります。

災害時の支援活動で最も優先されることは、命を守るための救助や応急手当をすることであり、同時に食料、健康、衛生、避難場所の確保や精神的なケアが必要となります。

しかし、災害発生時にはその緊急性から、社会的に弱い立場に置かれた人への支援が遅れることがあります。

災害に見舞われた人たちは

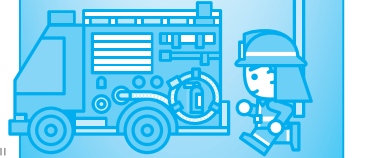
春の火災予防運動

3月1日～7日

消しましょう

その火その時

その場所で



放火

ゴミを収集日の前日の夜など、収集日以外の日に
出していないませんか？

ストーブ

外出するときや就寝前にストーブが消えているか確認していますか？

配線器具

たこ足配線をしていませんか？

空家・空地の管理徹底を！

この機会に、火災予防のポイントについて、改めて確認をお願いします。

危険な習慣はしない、させない！

コンロ 来客や電話応対のとき、火を点けたままコンロを離れていませんか？



たばこ 寝たばこをしていませんか？

・定期的な巡回・監視を行いましょう。
・ガス・電気は確実に遮断し、灯油などの危険物は、置かないようにしましょう。

空地の管理は…

・枯草は刈り取るか、土砂などで埋めましょう。
・木くず・紙くずなどの燃えやすいものは、置かないようにしましょう。
・フェンスなどで周りを囲みましょう。

住宅用火災警報器設置アンケート

市内の住宅用火災警報器設置率は約70%と、全国の約81%を下回る中で、設置済の警報器も電池切れなどの時期を迎えています。

そこで、警報器設置状況について、消防職員がご自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。ご理解とご協力をお願いします。

期間 3月1日(水)～31日

(金)

対象 市内一般住宅100戸

住宅用火災警報器の取付支援制度

高齢者(65歳以上)世帯や障がい者世帯(障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯)などのうち、世帯の構成員自ら警報器の設置が困難な人を対象に取付支援を行っています。

申込み お近くの消防署または組合ホームページ(<http://saitamacity-119.jp/stb/>)で配布する申請書に必要事項を記入の上、お近くの消防署に直接または郵送してください。

※直接持参する場合は、午前8時30分～午後5時15分

注意事項 取付けは無償ですが、警報器は申請者本人が事前に購入をお願いします。

※消防署の名を語り警報器の販売などと言葉巧みに家に上がり込み、室内を物色される被害が増えています。十分ご注意ください。

問合せ 埼玉東部消防組合 幸手消防署 ☎(42)91119

「被災者」とひとくくりになれがちですが、その中には女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、けがや病気の人など、さまざまな人たちが含まれます。

そのため、災害時には、社会的に弱い立場の人たちの人権を守るための配慮も必要となってきます。

例えば、避難所では着替えや授乳のための女性専用の場所や子どもの居場所を確保すること、施設の表示を分かりやすい言葉や絵で表すことなどが挙げられます。

災害の状況によって必要とされる支援は異なります。日ごろからどのような配慮が必要となるのかを考えるとともに、災害に見舞われた人たちの生活に心を寄せ続けるなど、人権意識を高めることも「災害への備え」といえるのではないのでしょうか？

